

旭川医科大学病院倫理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学病院倫理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院倫理委員会規程（平成30年旭医大達第14号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条，第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>副病院長又は病院長補佐のうちから1人</u></p> <p>(2) 医療安全管理部長</p> <p>(3) 内科系診療科長のうちから1人</p> <p>(4) 外科系診療科長のうちから1人</p> <p>(5) 手術部長</p> <p>(6) 薬剤部長</p> <p>(7) 看護部長</p> <p>(8) 診療技術部長</p> <p>(9) 専任リスクマネージャーのうちから1人</p> <p>(10) メディカルソーシャルワーカーのうちから1人</p> <p>(11) 病院事務部長</p> <p>(12) 学外の有識者で，医学を専門とはしない者 1人</p> <p>(13) その他委員長が必要と認める者</p> <p>2 委員会は男女両性で構成されなければならない。</p> <p>3 第1項<u>第1号，第3号</u>，第4号，第9号，第10号，第12号及び第13号に掲げる委員は病院長が指名する。</p> <p>4 <u>前項に掲げる委員</u>の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただ</p>	<p>第1条，第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>副病院長（臨床倫理担当）</u></p> <p>(2) 医療安全管理部長</p> <p>(3) 内科系診療科長のうちから1人</p> <p>(4) 外科系診療科長のうちから1人</p> <p>(5) 手術部長</p> <p>(6) 薬剤部長</p> <p>(7) 看護部長</p> <p>(8) 診療技術部長</p> <p>(9) 専任リスクマネージャーのうちから1人</p> <p>(10) メディカルソーシャルワーカーのうちから1人</p> <p>(11) 病院事務部長</p> <p>(12) 学外の有識者で，医学を専門とはしない者 1人</p> <p>(13) その他委員長が必要と認める者</p> <p>2 委員会は男女両性で構成されなければならない。</p> <p>3 第1項<u>第3号</u>，第4号，第9号，第10号，第12号及び第13号に掲げる委員は病院長が指名する。</p> <p>4 委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員</p>

し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条～第13条（略）

附 則

1 この規程は、令和元年7月10日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に指名される委員の任期は、第3条第4項本文の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

【改正理由】

委員会組織の見直しを行い、もって委員会の円滑な運営を図るとともに、規定の整備を行うものである。

の任期は前任者の残任期間とする。

第5条～第13条（略）